埼玉県石綿対策推進本部環境対策部会運営要領

平成 21 年 12 月 24 日部長決裁 平成 22 年 3 月 30 日課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県石綿対策推進本部設置要綱第5条第3項の規定に基づき、同本部環境対策部会(以下、「部会」という。)の運営に関し必要な事項を 定める。

(所掌事項)

- 第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - 一 石綿対策に係る情報収集のうち環境対策に関すること。
 - 二 石綿対策に係る方針決定のうち環境対策に関すること。
 - 三 石綿対策の総合調整のうち環境対策に関すること。
 - 四 その他必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 部会に副部会長を置く。
- 2 副部会長は、大気環境課を所掌する環境部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは代理する。

(部会)

- 第4条 部会の会議は、部会長が招集し、及び主宰する。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者に対し部会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ会議)

- 第5条 部会長は、第2条に規定する所掌事項を審議させるため、部会にワーキンググループ会議を置くことができる。
- 2 ワーキンググループ会議の座長は大気環境課長とする。
- 3 ワーキンググループ会議は、部会を構成する課所の長のうち部会長が指定する 者をもって組織する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者に対しワーキング グループ会議への出席を求めることができる。

(会議)

第6条 ワーキンググループ会議は、部会長が招集し、座長が主宰する。

(庶務担当課)

- 第7条 部会及びワーキンググループ会議の庶務は、大気環境課において処理する。 (その他)
- 第8条 この要領に定めるもののほか、部会又はワーキンググループ会議の運営に 関し必要な事項は、それぞれ部会長又は座長が定める。

附則

この要領は、平成21年12月24日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。